

商品売買契約書

売主 合同会社イングリット（以下、「甲」という。）と、買主 _____（以下、「乙」という。）とは、次のとおり商品売買契約（以下、「本契約」という。）を締結した。

第1条（商品の特定等）

甲は、次の商品（以下、「本商品」という。）を乙に売却することを約し、乙はこれを購入することを約した。

種別	FX 自動売買ソフトウェア（EA）
商品名	St. James' s Capital
ファイルサイズ	100KB
型式	Stjames2014
開発業者名	Wembley Bells Trading Limited

- 2 本商品は、ファイル形式により提供する。
- 3 本商品は、売り切り販売とする。
- 4 本商品は、アップデート（本商品の使用結果を変化させるファイルの更新）を一切行わないものとする。但し、瑕疵（バグ等）の改善を目的としたものは除く。
- 5 本契約において販売する本商品の個数は、1 個とする。

第2条（動作環境等）

本商品の動作環境等は、次のとおりとする。

OS	Windows10 以降
CPU	Core i3 以上
メモリ	1 GB 以上（推奨：2 GB 以上）
ハードディスク空き容量	SSD：120GB 以上
モニタ	1024×768 以上（推奨：1920×1080 以上）
特記事項	24 時間連続取引を行いたい場合、VPS（仮想専用サーバ）をご利用下さい。

- 2 本商品を使用するための設備及び環境については、乙が準備及び費用を負担する。

第3条（販売価格）

本商品の販売価格は、本商品 1 個につき、27,500 円（税込）とする。

第4条（本商品の購入方法）

乙が本商品を購入する方法は、甲が運営する Web サイト

(<https://ea-library.world>) に設置してある注文フォームより行うものとする。

第5条（本商品代金の支払時期及び方法）

乙は、前条に従い本商品の購入注文を行う際に、次の3つの支払い方法から1つを選択し、第3条に定める本商品の代金を甲に支払うものとする。

- （1） クレジットカード払い
 - （2） 甲の指定する銀行口座への振込み
 - （3） 暗号資産払い
- 2 本商品の支払いは一括払いのみとし、支払いに手数料等（第3条に定める代金以外の支払い（例えば、銀行の振込手数料））が生じる場合には、その全額を乙の負担とする。

第6条（本商品の引渡し時期及び方法並びに本契約書の交付）

甲は、前条に従い乙が本商品の代金を支払ったことを確認後、速やかに乙に対して本商品の引渡しを行うものとする。

- 2 本商品の引渡し方法は、メール添付による方法（甲が本商品を添付したメールを乙のメールアドレスに送信する方法）により行うものとする。
- 3 本商品の引渡しと同時に、本契約書も前項と同様の方法（メール添付による方法）により交付する。

第7条（所有権の移転）

本商品の所有権は、甲が乙に本商品を販売し、引渡しした時より、甲から乙へ直接移転するものとする。

第8条（クーリング・オフ条項）

乙は、「特定商取引に関する法律」に則り、本契約書の交付を受けた日から起算して8日以内であれば、甲に対して書面又は電磁的記録により申込みを撤回し、又は本契約を解除する事が出来るものとする。

- 2 前項による申込みの撤回、又は本契約の解除は、乙が申込みを撤回する旨、又は本契約を解除する旨を記載した書面又は電磁的記録を甲宛に発信した時に、その効力が発生するものとする。
- 3 申込みの撤回、又は本契約の解除があった場合において、甲はその申込みの撤回、又は本契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを乙に請求することは出来ないものとする。
- 4 申込みの撤回後、又は本契約の解除後、甲は直ちに甲の費用負担において、支払い代金の全額を乙へ返金するものとする。

第9条（瑕疵担保責任）

乙は、甲から本商品を購入後、瑕疵（バグ等）を発見した場合、速やかに甲に通知するものとし、甲はこれに対して修補の必要があると判断した場合、速やかに対応するものとする。なお、瑕疵（バグ等）に該当しないと判断した場合でもその結果について、乙に通知するものとする。

- 2 甲は、乙へ本商品を売却後、瑕疵（バグ等）を発見した場合、速やかに乙へ通知するとともに、瑕疵（バグ等）を修補し、修補後の本商品を再提供するものとする。

第10条（改造・譲渡・再販売の禁止）

乙は、本商品を改造、第三者に譲渡（無償を含む。）、又は再販売してはならない。万一、乙が改造、譲渡、又は再販売した場合、甲は当該行為により生じた一切の事象について、その責任を負わないものとし、当該行為により甲に損害が生じた場合、乙はその損害について弁償しなければならない。

第11条（合意事項）

甲は、本商品について、その開発・製造及び販売等一連の業務の全てが、金融商品取引法第2条第8項第11号に規定する投資助言業務を含む一切の金融商品取引業務（以下、「投資助言業務等」という。）に該当しないこと並びに甲が投資助言業務等に該当する行為（該当する可能性のある行為を含む。例えば、ロジックの改変を含むアップデートや本商品に関するアドバイス等（乙の投資判断の材料となり得るアドバイス等））を一切行わないことを、乙に対して宣する。

- 2 乙は、前項について承諾し、本商品の購入及び購入後において、甲に対して、投資助言業務等を引き起こす行為（引き起こす可能性のある行為を含む。例えば、本商品の改変の要求や本商品の操作方法等基本的な質問以外のアドバイス（投資判断の材料となり得るアドバイス）を求める行為等）を一切行ってはならないものとする。
- 3 前二項のとおり、本契約において甲乙双方、金融商品取引法に抵触する行為（抵触する可能性のある行為を含む。）をしない事を、ここに合意する。

第12条（免責事項）

本商品によるFX取引は乙の自己責任で行うものとし、甲は、乙が本商品を使用した結果（FX取引の結果）に関して、一切の責任を負わないものとする。

第13条（協議事項）

本契約に定めなき事項又は解釈上疑義が生じた事項については、法令に従うほか、

甲乙誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

第 14 条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書を2通作成の上、甲乙それぞれ記名押印又は電子署名（民間企業が提供する電子契約サービスの利用を含む。）を行い、記名押印を行った場合は各自1通を保有し、電子署名（又は電子契約サービス利用）の場合は各自1通その電磁的記録を保管するものとする。

年 月 日（契約締結日）

甲（売主）	所在地	大阪府大阪市東淀川区東中島 1 丁目 17 番 5 号
	名 称	合同会社イングリット
	代表者	代表社員 大塚 祐基
	E-mail	info@ea-library.world
	URL	https://ea-library.world

乙（買主）	住 所
	氏 名
	電話番号
	E-mail